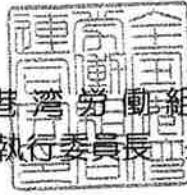


2018年11月21日
全国港湾 18発第28号
港運同盟発18 -第49号

厚生労働省 職業安定局
局長 土屋 喜久 殿



全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋義信



港湾労働政策に関する申入れ

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業や港湾労働に対するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けられることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

については、以上の立場から下記の諸課題について、貴意回答を示され、協議することを申し込みれます。

1. 港湾労働法の全港・全職種適用拡大について

我々、港運労使は18春闘協定に於いて、港湾労働法の全港・全職種適用について合意した。よって、次の対応を図ること。

- (1) 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を行うこと。
- (2) 労政審港湾労働専門委員会に於いて上記内容の法改正を前提とした審議を行うこと。
- (3) 上記法改正手続きについて2019年3月を以て完了すること。

2. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

- (1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域における倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。
- (2) また、上記(1)の実施までの間、港運事業法でいう許可・未許可事業者を問わず、港頭地域に於ける倉庫・物流施設での海貨取扱貨物量の調査に各事業者が対応するよう国交省と連携して徹底すること。
- (3) 港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港運事業法でいう許可事業者に雇用された労働者とすること。尚、国交省と連携した法整備を直ちに行うこと。

(4) 「特定港湾倉庫指定のあり方に関する貴省・国交省・労組で構成する三者懇談会（仮称）」を設置すること。

3. 港湾通過貨物対策について

港湾を通過する貨物は全て港湾労働の職域であることについて認めること。

そして、内陸に於ける所謂インランドポートに於いて、港湾労働者が就労しうる政策を立案すること。

尚、貴省・国交省・港運労使で構成の四者に於ける「インランドポート職域確保対策会議（仮称）」を設置すること。

4. コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置について国交省と連携し講じること。

それまでの間、法的措置と併せて、コンテナターミナルゲート作業は港湾労働者の職域と認めること。

5. 港湾産別協定である「日雇い不使用協定」について

現在、港運労使で取り組みを進めている労使委員会に貴省も参加すること。

6. 港湾労働の石綿被災対策について

(1) 港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。

(2) 所謂四者協議（貴省・国交省・港運労使）を直ちに再会すること。

(3) 港湾施設に於ける石綿対策調査実施と曝露防止策を国策として講じること。

7. 異常気象による災害発生時に於ける救済策について

近年の異常気象に起因する港湾労働に係る災害について、「異常気象に於ける港湾労働に於ける救済制度（仮称）」を国交省と連携のうえ確立すること。

四者に於ける準備委員会を設置すること。

8. ILO（国際労働機関）条約・勧告批准について

ILO 第 137 号条約（港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約）並びに、第 152 号条約（港湾労働における職業上の安全及び衛生に関する条約）を批准すること。

また、これら条約を補足する各勧告（第 145・160 号）についても同様の措置を講じること。

以 上